

鳥取県告示第182号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 れしーぶ	八頭郡八頭町宮 谷240-15	八頭町障がい相談支援 センターれしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	平成22年4月1日